

# 実務研究

日本税務会計学会  
令和元年9月 月次研究会



佐久間裕幸（本郷）

## 国税関係書類のスキヤナ保存と 令和元年改正

### I スキヤナ保存制度の経緯

電子帳簿保存法<sup>1</sup>は、会社が作成した国税関係帳簿書類の電子保存、コンピュータ出力マイクロフィルムによる保存、会社が作成または受領した書類のスキヤナ保存を認め、電子取引により生じたデータの保存義務を定めた法律となっている。

スキヤナ保存とは、領収書、請求書、見積書等の国税関係書類について、真実性・可視性を確保するための一定の要件の下、スキヤナ読み込みで生成した電磁的記録により書類の保存とすることである。平成27年、28年度税制改正により左記のような要件緩和があり、スキヤナ保存制度の利便性が高められた。

- (1) 3万円基準の撤廃  
新たに適正事務処理要件を新設することにより、電子署名を不要とし、契約書と領収書に関する3万円の高額基準を撤廃すること、要件緩和を図った。
- (2) 関連する帳簿  
業務処理サイクル方式（1か月など業務処理サイ

読み取り、3日以内にタイムスタンプを付すこととされた。

(5) 税理士関与  
適正事務処理要件では、①相互牽制、②定期的なチェック、③再発防止策が求められていたが、定期的なチェックを税務代理人が行う場合には、①の相互牽制が不要となった。

### II 令和元年度税制改正の概要

こうした普及の段階へと進みつつあるスキヤナ保存制度に対して、追加的な改正が行われた。抜本的な改正というよりは、制度をより実務に適應させるためのアップデートであるが、制度の普及のうえで、大きな影響があるものと考えられる。

- (1) 新たに業務を開始した個人の承認申請に係る特例（電帳法6①、②）  
電帳法の承認を受けようとする保存義務者は、原則として帳簿の備付開始日等の3月前までに承認申請書を提出しなければならない。
- (2) 新たに設立した法人については、承認申請書の提出期限の特例（設立の日以後3月以内）が設けられていた。そこで、新たに業務を開始した個人事業主についても、その業務を開始した日から2月を経過する日まで、承認申請書の提出を行うことができることとさ

- (4) 読み取り機器の要件  
原稿台と一体型のスキヤナという要件を廃止した。これにより、領収書等をスマートフォンやデジタルカメラで撮影するスマホ撮影保存が可能となった。この場合、領収書等について、それを受領した者自身が領収書等に署名をしたうえで

保存の申請が急速に増加している。また、経費精算システムなどがクラウドサービスとして提供され、スマホで領収書を撮影、クラウド上へ送信、経費精算システムが経費精算書を作成するだけでなく、仕訳案まで作成するような仕組みが提供されるようになり、大量の帳票が存在しないような業務においても、電帳法の利用が可能となりつつある。

- (2) 過去分重要書類のスキヤナ保存化  
これまで、電子保存の承認を受ける前に作成又は受領等をした重要書類（以下「過去分重要書類」という。）については、スキヤナ保存を行うことができなかった。今般の改正により、スキヤナ保存の承認を受けている保存義務者は、過去分重要書類について、適用届出書を提出した場合

には、一定の要件を満たすことで、スキヤナ保存をすることが可能となった（規則3⑦）。

この過去分重要書類のスキヤナ保存を行う場合の保存要件については、過去分重要書類がその性質上、作成・受領から一定期間経過しているものであることや、その受領者等の特定が容易でないこと等を踏まえ、スキヤナによる入力要件並びに適正事務処理要件

- (4) 取扱通達等の改訂  
電子帳簿保存法取扱通達（以下、「通達」という。）が改正され、従来、国税庁ホームページに「電子帳簿保存法Q&A」として掲載されていたものが「電子帳簿保存法一問一答（電子計算機を使用して作成する帳簿書類及び電子取引関係）」と「電子帳簿保存法一問一答（スキヤナ保存関係）」（以下、「一問一答」という。）に変更され、その中で取扱いの変更が公表されている。
- ① 入力等に係る期間に関する解釈  
従来、入力方法の要件中「速やかに」というのは従来「1週間以内」と規定されていた。しかし、これでは、ゴールデンウィークやお盆・正月など実務的に実施不可能な場合があることが不安視されていた。そこで、「国税関係書類の作成又は受領後おおむね7営業日以内に入力している場合には、速やかに行っているもの」として取り扱う。（通達4-20）と明記して、実務上の支障がないように、あるいは不安がないように対処した。

のうち相互けん制要件及び再発防止要件が不要とされるなど、要件が緩和されている（規則3⑦の後段）。

(3) 承認申請手続の見直し  
電子帳簿保存及びスキヤナ保存制度に関して、申請者の子見可能性を向上させ、またその手続負担を軽減させる観点から、市販のソフトウェアを対象に、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIIM A）による要件適合性の確認（認証）を受けたものを利用する場合については、承認申請書の記載事項や添付書類を一部省略することが可能となった。確認を受けたソフトウェアについては、国税庁ホームページに掲載され、認証を受けたソフトウェアを利用して電子保存を行う場合の承認申請書のひな型の公開も行われている。

- (4) 取扱通達等の改訂  
電子帳簿保存法取扱通達（以下、「通達」という。）が改正され、従来、国税庁ホームページに「電子帳簿保存法Q&A」として掲載されていたものが「電子帳簿保存法一問一答（電子計算機を使用して作成する帳簿書類及び電子取引関係）」と「電子帳簿保存法一問一答（スキヤナ保存関係）」（以下、「一問一答」という。）に変更され、その中で取扱いの変更が公表されている。

業務処理サイクル方式での入力、業務処理サイクルを1か月プラス1週間とされていた。しかし、たとえば納品書が入手され、請求書の支払処理を行ったところで、納品書を保存するところ、業務を考えると、入手から2か月近い期間を要することになる。こうした企業側の実務から観察される当然の要請として、「最長2か月の業務処理サイクルであれば、その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。（通達4-21）と定められた。

- ③ 特に速やかに行うことの意味  
スマホ撮影保存における従来の3日以内という「特に速やかに」の要件が「国

税関係書類の作成又は受領後おおむね3営業日以内にタイムスタンプを付している場合には、特に速やかに付しているものとして取り扱う。（通達4-23）と変更された。これも連休中や通信状態の不安定な海外出張などを想定して、実務の常識を考慮が取り込んだものと考えられる。

- ④ 定期的な検査に関する解釈  
スキヤナ保存制度においては、受領から入力までの事務処理の内容を定期的に検査することとしており、その頻度については、全ての事業所等を対象として1年に1回以上行うこととし

業務処理サイクル方式での入力、業務処理サイクルを1か月プラス1週間とされていた。しかし、たとえば納品書が入手され、請求書の支払処理を行ったところで、納品書を保存するところ、業務を考えると、入手から2か月近い期間を要することになる。こうした企業側の実務から観察される当然の要請として、「最長2か月の業務処理サイクルであれば、その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。（通達4-21）と定められた。

- ③ 特に速やかに行うことの意味  
スマホ撮影保存における従来の3日以内という「特に速やかに」の要件が「国

税関係書類の作成又は受領後おおむね3営業日以内にタイムスタンプを付している場合には、特に速やかに付しているものとして取り扱う。（通達4-23）と変更された。これも連休中や通信状態の不安定な海外出張などを想定して、実務の常識を考慮が取り込んだものと考えられる。

- ④ 定期的な検査に関する解釈  
スキヤナ保存制度においては、受領から入力までの事務処理の内容を定期的に検査することとしており、その頻度については、全ての事業所等を対象として1年に1回以上行うこととし

業務処理サイクル方式での入力、業務処理サイクルを1か月プラス1週間とされていた。しかし、たとえば納品書が入手され、請求書の支払処理を行ったところで、納品書を保存するところ、業務を考えると、入手から2か月近い期間を要することになる。こうした企業側の実務から観察される当然の要請として、「最長2か月の業務処理サイクルであれば、その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。（通達4-21）と定められた。

- ③ 特に速やかに行うことの意味  
スマホ撮影保存における従来の3日以内という「特に速やかに」の要件が「国

### III 税理士の対応

平成28年度改正では、小規模企業において、社内で経理等を行う定期的な検査を顧問税理士が担当することで社内での内部統制を省略できるようにした。そして、本年度改正で、実務により着目した改正が行われることで、電子保存を進めるうえでの障壁がさらに下がったと評価される。帳簿や発行した請求書控え等はパソコンで見ればよいという実務が一層増え、受領した領収書等はスキヤナで

読み込み、AIで自動仕訳することも容易になってきている。こうした中、税理士もスキヤナ保存の定期的検査を請け負うことで、顧問先企業のIT化への協力をしていくといった姿勢を持つことが必要になるものと思われる。少子高齢化で経理事務を担当する従業員の採用も困難になる時代に備え、事務合理化といった観点からの電子化も考えていきたい。

i 本稿では、電子帳簿保存法を「電帳法」、電子帳簿保存法施行規則を「規則」として表記する。  
ii 佐久間裕幸著『平成28年度改正対応 こうなる！ 国税スキヤナ・スマホ撮影保存』P. 26、ぎょうせい、2016年6月